

2024年度明治グループ企業年金基金の再評価率並びに年金給付利率について

標記の件、2024年度の加入者及び待期者の仮想個人勘定残高を算出するための再評価率（積立利率）、並びに受給者の年金額を算出するための年金給付利率については、国債発行の状況から鑑み下記の通りとなる予定です。

下記の各利率の確定については、毎年3月に厚生労働省が行う「下限予定利率」の告示を待つることとなりますが、2024年4月1日付で利率の洗替え等を行う必要があることから、理事長による専決処分として実施、周知することと致します。

尚、2012年3月31日時点の旧Meiji Seikaファルマ株式会社企業年金における待期者の再評価率並びに受給者の予定利率（年金給付利率）については、第110回理事会（2023年7月21日開催）にて議決済みであり、同日開催の第55回代議員会にて報告済みです。

記

1. 適用期間 2024年4月1日から2025年3月31日

2. 利率

(1) 指標金利 **0.2%** (2023年度は0.1%)

● 算出方法

前年12月末以前5年間（2019年1月から2023年12月）に発行された10年国債の応募者利回りの各年平均値の5年平均（小数点以下第2位を四捨五入）

① 10年国債の応募者利回りの各年平均値と5年平均値

年	年平均値	5年平均値
2019年	-0.090%	0.080% (2015年1月～2019年12月)
2020年	0.005%	0.005% (2016年1月～2020年12月)
2021年	0.065%	0.025% (2017年1月～2021年12月)
2022年	0.211%	0.055% (2018年1月～2022年12月)
2023年	0.571%	0.153% (2019年1月～2023年12月)

② 指標金利推移

適用年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
指標金利	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%

(2) 規約第45条5に定める再評価率 **0.1%** (2023年度は0.0%)

● 算出方法

次のA、BおよびCのうち最も低い率（小数点以下第2位を切捨）。ただし、0.0%を下回る場合は0.0%

- A. 10年国債の応募者利回りの各年平均値の5年平均値・・・0.153%
- B. 直近1年間の10年国債の平均値・・・0.571%
- C. 厚生労働大臣が定める「下限予定利率」（3月下旬頃告示予定）・・・0.1%の見込み

(3) 規約第49条2に定める下限予定利率 **0.1%**（2023年度は0.1%）

● 算出方法

次のA、BおよびCのうち最も低い率（小数点以下第2位を切捨）。ただし、0.1%を下回る場合は0.1%

- A. 10年国債の応募者利回りの各年平均値の5年平均値・・・0.153%
- B. 直近1年間の10年国債の平均値・・・0.571%
- C. 厚生労働大臣が定める「下限予定利率」（3月下旬頃告示予定）・・・0.1%の見込み

(4) 再評価率

● 現行制度適用者（2012年4月1日時点で旧明治乳業57歳未満の加入者）

- ① 加入中の本人拠出移行年金の仮想個人勘定残高の再評価率（上限5.5%～下限1.5%）
⇒1.5%（指標金利〔指標金利が0.2%なので下限率を適用〕）
- ② 待期中の本人拠出移行年金の仮想個人勘定残高の再評価率
⇒0.1%（規約第45条5に定める再評価率）

● 現行制度適用者（2012年4月1日時点で旧明治製菓50歳未満の加入者）

- ① 加入中（掛金不同意者を含む）の本人拠出移行年金の仮想個人勘定残高の再評価率（上限4.0%～下限2.0%）
⇒2.0%（指標金利〔指標金利が0.2%なので下限率を適用〕）
- ② 待期中の本人拠出移行年金の仮想個人勘定残高の再評価率
⇒0.1%（規約第45条5に定める再評価率）

● 2012年4月1日時点での待期者

- ① 仮想個人勘定残高の再評価率
⇒0.1%（厚生労働大臣が定める「下限予定利率」）

(5) 年金給付利率

● 現行制度適用者（2012年4月1日以降の加入者。但し、2012年4月1日時点で旧明治乳業57歳以上の加入者および旧明治製菓50歳以上の加入者は除く。）

- ① 基本年金および本人拠出移行年金の年金給付利率

(上限 5.5%～下限 2.0%)

⇒2.0% (指標金利 [指標金利が 0.2%なので下限率を適用])

- 経過措置適用者 (2012 年 4 月 1 日時点で旧明治乳業 57 歳以上の加入者) および 2012 年 4 月 1 日時点での受給者並びに待期者

- ① 第 1 標準年金 (a 号 [会社拠出分]、b 号 [本人拠出分]) の年金給付利率

(上限 5.5%～下限 1.5%)

⇒1.5% (指標金利+1% [指標金利が 0.2%なので下限率を適用])

- ② 第 2 標準年金 (退職金) の年金給付利率

(上限 5.5%～下限 1.5%)

⇒1.5% (指標金利 [指標金利が 0.2%なので下限率を適用])

- 経過措置適用者 (2012 年 4 月 1 日時点で旧明治製菓 50 歳以上の加入者)

- ① 第 1 年金および第 2 年金の年金給付利率 (上限 4.0%～下限 2.0%)

⇒2.0% (指標金利 [指標金利が 0.2%なので下限率を適用])

3. 年金額の改定 6 月 14 日支給分(4、5 月分)から

尚、2024 年度は 2023 年度と率の変更がないため、年金額は前年と変わりません。

以 上